

京田辺市学校教育審議会
会長 沖 田 行 司 様

京田辺市教育委員会

諮 問 書

京田辺市学校教育審議会設置条例第 2 条の規定に基づき、次の事項についてご審議いただきたく諮問いたします。

1 諮問事項

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入の在り方について

2 諮問理由

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 7 条の 5 に基づき設置されるものです。同制度は平成 1 6 年の法改正により制度化され、平成 2 9 年の法改正により設置が努力義務となりました。令和 7 年 5 月現在、全国の小・中学校の約 7 割で導入されており、今後も拡大することが見込まれています。背景には、社会の急速な変化に伴い、学校教育に対するニーズが多様化しており、それらに応え、良好な教育環境を確保するためには、地域との連携をより一層促進する必要があると考えられているからです。

これまで、学校と地域はお互いに関わり合い、「地域の学校」という考えのもと、保護者をはじめ地域住民の協力により運営されてきました。本市においては、普賢寺小学校に平成 2 7 年度より学校運営協議会を設置し、地域とともに魅力ある学校づくりを推進して成果を上げています。そして、社会の変化がますます進む中で、他の学校についても、地域と連携した取組がより一層求められるようになってきています。

貴審議会におかれましては、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を市立小・中学校へ導入することについて、本市の基本的な考え方をご審議いただきたく諮問いたします。